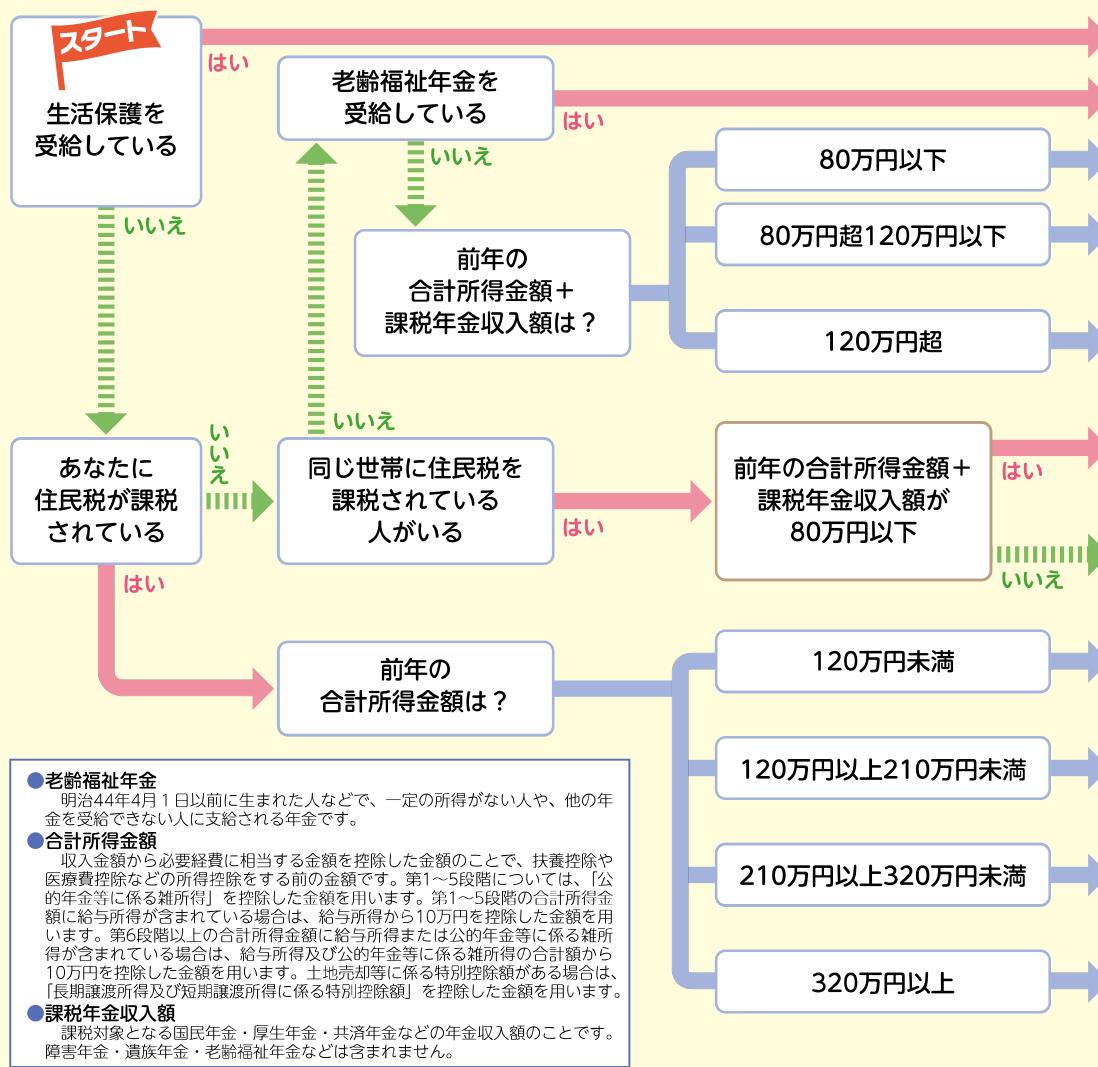


介護保険料の決まり方

65歳以上人の介護保険料は、揖斐広域連合で介護保険給付にかかる費用などから算出された「基準額」をもとに、みなさんの所得に応じて決まります。あなたの保険料段階を確認してみましょう。

$$\text{基準額(年額)} = \frac{\text{揖斐広域連合で介護保険給付にかかる費用}}{\text{65歳以上の人の負担分(23\%)}} \times \frac{1}{\text{揖斐広域連合管内の65歳以上の人数}}$$

自分の保険料を確認しましょう



65歳になる年度の介護保険料

64歳までの介護保険料は、医療保険の保険料に含む形で納めますが、65歳になる月（65歳の誕生日の前日がある月）からは、介護保険料を単独で納めます。

国民健康保険に加入している人の場合、64歳の介護保険料（4月～65歳になる月の前月までの分）を、年度末までの納期に分けて納めます。そのため、「64歳の介護保険料の納付期間」と「65歳の介護保険料の納付期間」が重なりますが、納付期間が重なっているだけで二重に納めているわけではありません。

介護保険料を
単独で納め始めるのは…

例 10月1日生まれ 9月分から納めます

10月2日生まれ 10月分から納めます

所得段階	対象者	保険料率	年額保険料
第1段階	●生活保護を受けている人 ●世帯全員が住民税非課税で、老齢福祉年金を受けている人 ●世帯全員が住民税非課税で、前年の合計所得金額+課税年金収入額が80万円以下の人	基準額×0.3	21,600円
第2段階	●世帯全員が住民税非課税で、前年の合計所得金額+課税年金収入額が80万円超120万円以下の人	基準額×0.5	36,000円
第3段階	●世帯全員が住民税非課税で、前年の合計所得金額+課税年金収入額が120万円超の人	基準額×0.7	50,400円
第4段階	●世帯の誰かに住民税が課税されているが本人は住民税非課税で、前年の合計所得金額+課税年金収入額が80万円以下の人	基準額×0.9	64,800円
第5段階	●世帯の誰かに住民税が課税されているが本人は住民税非課税で、第4段階以外の人	基準額	72,000円
第6段階	●本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が120万円未満の人	基準額×1.2	86,400円
第7段階	●本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が120万円以上210万円未満の人	基準額×1.3	93,600円
第8段階	●本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が210万円以上320万円未満の人	基準額×1.5	108,000円
第9段階	●本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が320万円以上の人	基準額×1.7	122,400円

※第1～3段階は、消費税引き上げ分を財源とした公費を投入し、負担軽減を行った後の保険料率および保険料額です。なお、国の法改正により、介護保険料が改正されることがあります。